茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金条例をここに公布する。

令和８年３月３日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市条例第１号

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４１条第１項及び第８項の規定に基づき、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　茅ヶ崎海岸グランドプランを推進するため、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第３条　基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(1) 市の資金

(2) 基金の趣旨に添う寄附金

(3) 基金の運用から生ずる収益金

（管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第６条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第７条　基金は、茅ヶ崎海岸グランドプランを推進するための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。